

効率的な社会基盤整備に関する研究 ＜ダンピング問題の実態と改善策に関する考察＞

高知工科大学大学院 学生会員 ○安里 哲平
高知工科大学 フェロー会員 草柳 俊二

1．はじめに

経済環境の悪化による建設工事数の減少，国民からの信頼低下による公共工事数の削減，慢性的な業者数過多による過当競争，建設産業への就労者数の減少，WTOによる日本の建設市場の国際化，開発と環境の調和に向けた取り組み等，解決しなければならない問題が数多く発生している．また，著しく低い価格で受注（ダンピング受注）するといった問題等も表面化している．ダンピング受注に対する根本的方策は“適正な単価”を見出すことにあると考えられる．適正価格の追求には，従来の“結果”重視の方策を改め，“経過”を見せる管理が求められる．

2．アンケート概要

表 - 1 アンケート概要

ダンピング問題に関し，当事者である請負業者の実態・対応策等を把握する目的で，アンケート調査を実施した．その概要を表 - 1 に示す．アンケート依頼会社は，完成工事高の取扱量および株価を考慮に入れて選択した．アンケート内容を以下に示す．

項目	詳細
期間	3月12日～3月26日の二週間
対象	総合請負業者（ゼネコン）
回収率	23%（送付総数：22，有効回答数：5）

質問（ ）：「ダンピング受注」が問題となった背景にはどのような事が影響しているか．

質問（ ）：貴社における「ダンピング問題」の現状を教えてください．

質問（ ）：「ダンピング問題」への対応策として，具体的にどういった事を行っているか．

質問（ ）：その他，「ダンピング問題」に関するコメント等があれば教えてください．

3．アンケート結果

表 - 2 アンケート結果の要約

表 - 2 に，アンケート結果の要約を示す．但し，類似回答は一つにまとめ，表示した．

4．アンケート分析

以下の点が，アンケート結果より抽出された．

- ・ 総合評価方式の拡大を図る．
- ・ 会計法予決令で定めている上限拘束性の撤廃．
- ・ ある企業にとっての「不当に安い価格」が，別の企業では企業努力の範疇である「適正価格」となる場合もある．
- ・ 発注者側がダンピング価格の査定体制を強化する必要がある．

質問（ ）	建設事業の需供バランスが崩れているにも拘わらず，変化の兆しが見えない建設執行制度
質問（ ）	基本的にはダンピングしない姿勢だが，完成工事利益率の低下は避けられない．
質問（ ）	更なる企業努力を重ねると同時に，企業の声として発言していく．
質問（ ）	ダンピング基準の明確化，ダンピング価格査定体制の強化，総合評価方式の拡大等が発注者側の責任として求められる．

以上より，今後建設産業全体で更なる企業努力が求められるのと同時に，発注者という立場の責任と権限を明確にしていく必要がある．またその際には透明性も確保しつつ，どのように建設産業全体をマネジメントしていくのか，という方向性を示していく重要性が高まってくると考えられる．

5．考察

アンケート結果を見る限り，ダンピング問題に対する各社の対応は様々であった．例えば，会社の立場と状況によって方針が大きく異なっていた点や，その対応状況に差異があった事などである．更に説明を加えれば，ある会社ではダンピング問題に対して，企業努力を差し引いても一企業で対応する問題でないとした

スタンスをとる一方、建設団体等を通して企業の声を発信し、早急な国の対応を求めようとした企業が存在したのは非常に興味深い点である。こうした企業の動きによって、国土交通省は表 - 3 に示すようなダンピング受注に対する防止策を発表している。この防止策を見る限り、「第三者による監視体制」および「情報公開」を強く意識した内容になっているように推察される。

実質的な観点から見れば、適正な単価を見出せばダンピング問題は解決できるはずである。適正な単価を見出す方策を図 - 1 に示す。図より、適正単価を見出すには

精度の高い生産性分析技術および経過を見せるコスト管理技術の確立が必要不可欠である。この二つの技術が確立できれば出来高部分払い方式に活用することができ、透明性を確保した公共工事の執行が実現できる。逆に、そういった意味で出来高部分払い方式の実施は、非常に重要な意味をもっていると考ええる。草柳の研究によって、経過を見せるコスト管理システムは既に見出されている。本研究では、現在「精度の高い生産性分析システム」の開発に取り組んでいる。

表 - 3 ダンピング受注防止策

国土交通省が打ち出した主なダンピング受注防止策
各地方整備局と自治体で構成するダンピング受注対策地方協議会の設置

低入札価格調査案件を対象にした施策

- ・ 履行保証割合の引き上げ（1割から3割に）
- ・ 対象案件に関する情報公開
- ・ 契約審査委員による審査
- ・ 過去に施工上問題があった企業に対する技術員の増員
- ・ 対象案件を下請代金支払状況実態調査の優先対象に

（出展：日刊建設工業新聞 2003年2月10日）

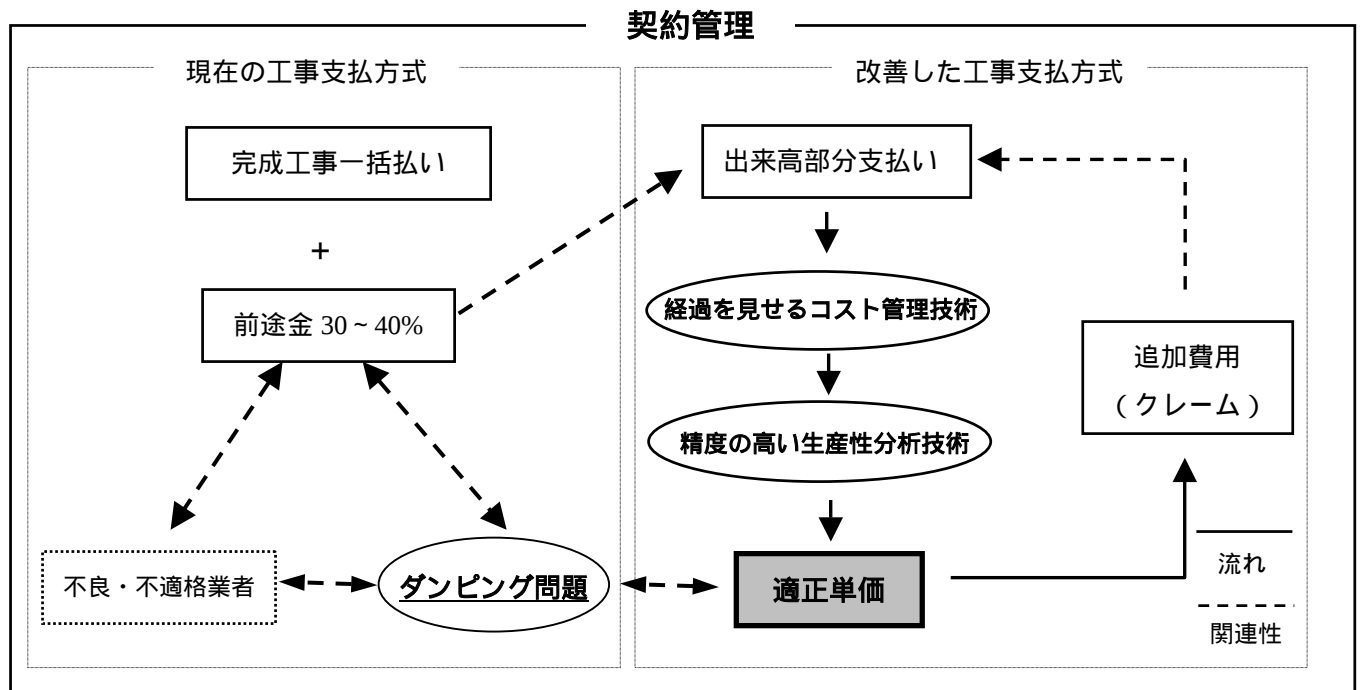


図 - 1 適正単価を見出す方策

6. 謝辞

本研究を実施するにあたり、オリエンタル建設、鹿島建設、戸田建設、ハザマ、前田建設（五十音順）には数多くの実態に即した有益且つ貴重な意見を頂きました。ここに記して謝意を表します。

7. 参考文献

- 1) 草柳俊二：21世紀型建設産業の理論と実践 山海堂 2001.4